

平成30年度（2018年度）第14回教育委員会（3月臨時会）議事録

- 1 日時 平成31年（2019年）3月26日（火）
午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 宮尾 千加子
委員 木之内 均
委員 堀内 忍
委員 吉井 恵璃子
委員 櫻井 一郎
委員 吉田 道雄

4 議事等

(1) 議案

- 議案第1号 熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則及び熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部改正について
- 議案第2号 熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第3号 県立特別支援学校整備計画【改定版】の策定について
- 議案第4号 平成31年度教育庁の役付職員の人事について

(2) 報告

- 報告(1) 平成30年度熊本県いじめ防止対策審議会答申について
- 報告(2) 「平成28年熊本地震被災文化財復旧の歩み」刊行について

5 会議の概要

(1) 開会（13:30）

教育長が開会を宣言した。

(2) 議事録署名委員の選出

教育長が吉田委員を指名し、了承された。

(3) 会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第4号は人事案件について、報告(1)は関係者の個人情報等が含まれるため非公開とした。

(4) 議事日程の決定

教育長の発議により議案第1号から第3号及び報告(2)を公開で審議し、議案第4号及び報告(1)を非公開で審議することとした。

(5) 議事

- 議案第1号 「熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則及び熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部改正について」

教育政策課長

第1号議案として「熊本県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則及び熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則」の制定を提案しております。

熊本県情報公開条例と熊本県個人情報保護条例の一部改正と合わせて、熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例が制定され、この4月1日から施行されますが、これに伴い、関係する2つの規則の関係規定を整理するものです。

内容は、資料8ページで概要がお分かりいただけるかと存じますが、情報公開制度と個人情報保護制度については密接に関連しており、もともとあった2つの条例に基づき設置される3つの審議会等を統合して一つの審議会を設置することになりましたので、もともとあったそれぞれの審議会の名称が規定に書かれている部分の文言を、新たな審議会の名称に置き換える形式的な改正を行います。

実際の一部改正規則については、資料3ページに、新旧対照表については資料4ページ以降に記載しておりますので、そちらをご覧ください。実質的に知事部局の規則と同じ内容としております。

改正規則の施行日は、条例の施行日と同様です。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長

これにつきましては、御質問等はございませんか。

教育長

よろしいですか。ありがとうございます。この件につきましては、原案どおり可決及び承認します。

○議案第2号 「熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

学校人事課長

学校人事課です。

お手元に配布の「議案第2号『熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について』」ご説明いたします。

1ページをご覧ください。まず、提案理由ですが、熊本県立天草拓心高等学校の所管する船舶（実習船「熊本丸」）に乗り組む船員たる技能労務職員を行政職の技術職員とすること等に伴い、関係規定を整備する必要があります。」でございます。

次に改正の概要ですが、6ページにて説明させていただきます。

「1 改正の主旨」ですが、昨年10月の定例教育委員会においてご審議いただき、決定いただいた「（1）実習船「熊本丸」船員の職種転換」に伴う関係規定の整備と、「（2）技能労務職給料表の改正に伴う関係規定の整備」でございます。

「2 改正の内容」は、（1）熊本丸の船員について、技能労務職から行政職に職種転換することに伴い、本規則の適用を受ける船員たる技能労務職がいなくなることから関係規定を削除します。

併せて、（2）本県における技能労務職員の給料表の改正が行われたことに伴い、昇格の取扱いについて知事部局の例によることとする規定の整備を行います。

具体的な文言の加除修正は、4ページ、5ページの新旧対照表のとおり「3 実施時期」ですが、施行日を平成31年4月1日からとしております。

説明は以上です。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

教育長

はい。ありがとうございました。これにつきましては、御質問等はいかがでしょうか。

教育長

よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

この件につきましても、原案どおり可決及び承認します。

○議案第3号 「県立特別支援学校整備計画【改定版】の策定について」 特別支援教育課長

議案第3号「県立特別支援学校整備計画【改定版】の策定について」御説明します。

お手元の資料の1ページを御覧ください。

まず、提案理由ですが、本整備計画については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第16号の規定により、教育委員会において定める必要があるためでございます。

別添「県立特別支援学校整備計画【改定版】（案）」を御覧ください。

本整備計画については、2月の定例教育委員会で概要を御説明しましたが、本日は全文をお配りしていますので、改めて主な部分を御説明いたします。

整備計画（案）の2ページを御覧ください。

「2番」のとおり、今回改定する整備計画の「目的」は「県内全域の知的障がい特別支援学校における教室不足の解消」です。整備に当たっては、「3番の③」のとおり、「可能な限り既存の県有施設等を有効活用する」ことなどを「基本的な考え方」とし、「4番の③」のとおり、「共生社会の実現を目指し地域で学ぶことができる学校」などを「目指すべき特別支援学校の姿」として、検討を進めて参りました。

整備計画の期間は、「5番の（1）」のとおり、今後の「5年間」に「早急な対応が必要で早期の対応が可能な整備の実現を目指し」、「（2）」のとおり、「6年目以降」に、この「5年間で実現しなかった整備を実施」するとしています。

8ページと9ページを御覧ください。

「1番」のとおり、整備の対象は、「知的障がい特別支援学校のうち7校」です。この7校について、「2番」のとおり、「1学級1教室の確保」と「必要な特別教室の確保」を目標として、教室不足を解消する整備を行います。

整備方法は、「3番の（1）」、特別支援学校の全学部又は一部を近隣の県立高校等に移転させる「移転整備」と、「（2）」、残った小中学部等の児童生徒のために、それぞれの支援学校を、必要に応じて内部改修や増築等を行う「本校整備」です。

各学校毎の「整備内容」は、9ページ「4」のとおりです。

まず、熊本支援学校につきましては、新設する熊本はばたき高等支援学校に高等部を徐々に移します。併せて駐車場を湧心館高校の余裕地に増設します。そのうえで、必要に応じて、現在の熊本支援の校舎を改修や増築等行うとしています。

松橋西支援学校、天草支援学校については、近くの高校の校舎を改修し高等部を移します。そのうえで、必要に応じて、それぞれの支援学校の校舎の内部改修を行うとともに、不足分の増築を行います。

菊池支援学校については、隣接する肥後学園跡地に校舎を新築して、高等部を移転することとしています。そのうえで、必要に応じて、現在の校舎の改修や

増築を行うこととしています。

球磨支援学校についてですが、今年度末で閉校する多良木高校に全学部を移し、多良木高校の校舎を活用することとしています。

最後に、大津支援学校と荒尾支援学校につきましては、近くの高校について、利活用が可能かの調査を進めているところです。現時点で、それぞれの高校との協議が継続しており、まだ具体的な整備方法を示すことができないため、「既存の県有施設を活用した高等部等移転を検討」と記載しています。本校整備につきましても、「内部改修や増築等を必要に応じて検討」との記載にしているところです。

次に、本整備計画（案）に係るパブリック・コメントへの回答について御説明いたします。お手元の資料の2ページを御覧ください。

これは、パブリック・コメントで寄せられた御意見について、後日ホームページに掲載して回答とする際の掲載文の案でございます。

「1番」「2番」のとおり、意見募集は、2月18日から3月19日までの間行い、1人の方から1件の御意見をいただきました。

「3番」には、御意見への対応方法を4つに分けてお示ししています。

「反映」は、御意見を踏まえて、整備計画案に反映させるもの。

「参考」は、今後の施策を推進していくうえでの参考とさせていただくもの。

「補足説明」は、整備計画案には盛り込まないが、お寄せいただいた御意見に対して補足説明を行うもの。

「既掲載」は、御意見の趣旨が整備計画案に既に掲載されているもの。です。

「4番」には、いただいた御意見の概要と県の考え方をまとめております。

球磨支援学校の移転について、まずは施設整備に関して、「多良木高校の校舎はいくら増加が見込めるからといっても広すぎるようにも思うし、それぞれの学部に合わせて改装し設備等を施工するにはかなりの経費が掛かると思うが、決まった以上は「とりあえず」ではなく、既存の多良木高校の施設の有効活用という面で、的確、確実に行ってもらいたい」、「環境が変われば子供たちも困惑する。移転する際は、心のケアも十分考慮し、時間をかけて慣れさせる必要がある」という御意見でした。

そして、安全面の確保に関して、「子供たちが安心安全に通学できるような交通手段の確立、外部からの不審者等の進入を防ぐフェンス等の設置は絶対に必要」、「多良木高校跡地には多良木中学校の移転計画もあがっているが、学校用地は完全に分けてもらいたい」、「「移転してよかった」とみんなが思わなければ意味がない。保護者として出来る限り協力していきたいと思うので、今後、議論する場を多く設けて、情報共有できるよう願います」という御意見でした。

いただいた御意見は、具体的な整備内容や移転に伴う子どもたちの心のケアに関するものであり、「3番」のとおり、4つの区分のうち「参考」（「今後の取組の参考とさせていただくもの」）としたいと考えています。

なお、御意見に対する県の考え方は、「4番」の表右側の欄に記載しているとおりです。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長

はい。ありがとうございました。整備計画の案については、何か御質問等はありませんか。パブリック・コメントが1件というのが少し驚いています。

何か御質問等はよろしいでしょうか。

教育長

はい。ありがとうございます。この件につきましても、原案どおり可決及び承認します。

○報告（２） 「平成２８年熊本地震被災文化財復旧の歩み」刊行について 文化課長

文化課でございます。お手元に冊子を配布しております。今年度「平成２８年熊本地震被災文化財復旧の歩み」ということで冊子の方を作成しました。この目的は、熊本地震で被災した文化財の被災の状況や復旧に向けた取り組み、さらには具体例を写真付きで載せて、文化財の歴史的価値を情報発信するという目的で作成しております。主な配布先としては、復旧のために多額の寄附をしていただいた述べ９００社・人を超える方々に対して、寄附金をこのように使っておりますとの感謝の気持ちを伝えるとして既に配布済です。

それから、熊本市内も含めて小中学校の方にも配布します。次代を担う子どもたちに文化財を守る心の寛容を図るという事とともに自分たちの身の回りにも価値のある文化財があるという事を知って、郷土に誇りを持つことに繋がればと思っております。それから各種イベントや、文化財の講座時を利用して県民の方にも文化財の復旧に対する理解を深めていただくためにも配布をすることとしております。

御時間があるときに御覧していただければと思っております。

以上でございます。

教育長

はい。ありがとうございます。これは結構見やすく、ルビもふってあり、良くできています。

ここの冊子は、説明があったとおり寄附者に配布することはもちろんですが、在庫もありますので、必要なときは御声かけしていただければと思います。これについては何かございませんか。

吉井委員

県が取り組む文化財について理解を深めるというところがございますが、先日新聞を読んでおりましたら投稿欄に被災者の方からだったのですが「熊本城復興とよく言われるけれど、先の見えない私たちの生活が変わっていかないのに」という意見がありました。もし、熊本城ばかり復旧をして、自分の生活がどうにもならないと思う方がいらっしゃったら不幸ですし、熊本城に対してもよいことではないと思いますので、寄附の方たちの意思を汲んで、このように使っているという事をもっと周知された方がいいと思います。

よろしく申し上げます。

文化課長

御意見ありがとうございます。もちろん生活の環境がまだまだの県民の方も多くいらっしゃいます。熊本城については、メディア等も高く関心を持っていただいておりますが、吉井委員がおっしゃったように寄附者の方が自分たちの身近な文化財の復旧をすることで、心の復興に繋がればと寄附者の方もそういう意図で寄附をしていただいていると思いますので、そういった思いで復旧を行っていきますということを丁寧に伝えていきたいと思っております。御意見ありがとうございます。

教育長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

吉井委員

はい。ありがとうございます。

教育長

その他にはいかがでしょうか。

櫻井委員

先ほど寄附者の方を900者くらいとおっしゃいましたが、これは団体では1つと数えているのでしょうか。

文化課長

はい。そうですね。1企業や1個人を1つと数えていますので、900数十者という事になります。

櫻井委員

例えば1つの団体であったところには、100者ぐらいを構成する団体もあるのでしょうか。

文化課長

はい。多数の企業を構成する団体からの場合も1つとしております。

櫻井委員

それだと1つの冊子が全部の企業に回らないのですよ。全部には。

文化課長

なるほどですね。そこは団体の方とも話してみて、部数のある範囲ではありますが、少し余分に配布を行っていきます。

教育長

ありがとうございます。やはり寄附してくださった方は、自分たちの寄附がどんなことに使っているのだろうとすごく気にされると思うのですよ。実は、印刷物と併せて芳名録というのも作成しています。これは、金額が高いなどには関わらず全ての寄附者の方を和紙に墨で書きまして、ずっと残るような形にしております。当分の間は、わくわく座においておりますけれども、熊本城ができた後は、熊本城に置かせていただくとしております。

その他はいかがでしょうか。

教育長

それでは、この件についてはよろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は平成31年（2019）4月16日（火）午後3時から教育委員会室で開催することを確認した。

7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午後2時30分